

お客さま各位

株式会社 栃木銀行

預金規定改定のお知らせ

当行では、未利用口座管理手数料に関する内容について、2022年3月1日（火）より、「普通預金規定」「総合口座取引規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 対象となる規定

普通預金規定・総合口座取引規定

2. 改定日

2022年3月1日（火）

3. 改定内容

普通預金規定について、未利用口座管理手数料に関する内容を改定します。

総合口座取引規定についても、同様の改定を行います。（下線部分が改定箇所です。）

改定後	改定前
<p>20.(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2)この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3)未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書等によらず、<u>当行所定の方法により引き落します。</u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。</p> <p>(4)<u>前項の規定にもとづきこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座に直接関連する各種お取引がこの預金口座についてあるときは、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者へ通知することなく解約されるものとします。</u></p> <p>(5)一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</p>	<p>20.(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1)未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2)この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3)この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、<u>当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。</u>また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。</p> <p>(追加)</p> <p>(4)一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</p>
<p>附則 未利用口座管理手数料のご説明</p> <p>1.(未利用口座となる口座)</p> <p>(1)最後のお預け入れまたは払戻し(当該普通預金お利息への元本組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座(総合口座を含み、無利息型普通預金(決済性預金)を除きます。)を未利用口座としてお取扱いたします。</p>	<p>附則 未利用口座管理手数料のご説明</p> <p>1.(未利用口座となる口座)</p> <p>(1)最後のお預け入れまたは払戻し(当該普通預金お利息への元本組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座(総合口座を含み、無利息型普通預金(決済性預金)を除きます。)を未利用口座としてお取扱いたします。</p>

※盗難、紛失などでご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

(2)前項の未利用期間の起算日は次のとおりとします。

①令和2年3月31日までに開設された口座
…令和3年7月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方

②令和2年4月1日以降に開設された口座
…最終異動日の翌日

2. (未利用口座管理手数料)

(1)未利用口座管理手数料はお客様の口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただきます。

(2)ご連絡を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合に、当行所定の手数料をご負担いただきます。

(3)ただし次の場合は未利用口座の対象外です。
(手数料は必要ございません)

① 当該口座の残高が1万円以上である場合

② お借入がある場合

③ 定期預金の残高が1円以上ある場合

④ 積立式定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等の取引がある場合

⑤ その他当行所定の場合

※なお、お取引の状況によっては未利用口座の対象となる場合がございます。

(2)前項の未利用期間の起算日は次のとおりとします。

①令和2年3月31日までに開設された口座
…令和3年7月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方

②令和2年4月1日以降に開設された口座
…最終異動日の翌日

2. (未利用口座管理手数料)

(1)未利用口座管理手数料はお客様の口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただきます。

(2)ご連絡を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合に、当行所定の手数料をご負担いただきます。

(3)ただし次の場合は未利用口座の対象外です。
(手数料は必要ございません)

① 当該口座の残高が1万円以上である場合

② お借入がある場合

③ 同一支店(同一顧客番号)で他に金融資産
(普通預金を除き、定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等)が1円以上ある場合

④ (追加)

⑤ (追加)

※盗難、紛失などでご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ

お近くの窓口へお問合せ下さい。

(窓口営業) 平日 9:00~15:00 (電話受付) 平日 9:00~17:00

※年末年始等、銀行休業日を除く